

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和5年10月2日

月曜日

第5140号

目

次

条例

○富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例	1
○富山県附属機関条例の一部を改正する条例	6
○富山県手数料条例及び富山県旅館業法施行条例の一部を改正する条例	7
○富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例	

条例

富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例、富山県附属機関条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例及び富山県旅館業法施行条例の一部を改正する条例及び富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年10月2日

富山県知事 新田八朗

富山県条例第31号

富山県地域薬剤師確保修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学であって規則で定めるもの（以下「特定大学」という。）において薬学を履修する課程に在学する者であって、将来、県内の医療機関に薬剤師として従事しようとするもの、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第12条第1項若しくは第13条第1項の許可を受けた県内に本社等を有する法人（次条第2号において「製薬企業」という。）に勤務しようとするもの又は県内の行政機関に勤務しようとするものに対し修学資金を貸与することにより、県内の医療機関等における薬剤師の確保を図り、もって地域医療の充実及び本県の医薬品産業の発展に寄与することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者に、地域薬剤師確保修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することができる。

- (1) 特定大学において薬学を履修する課程に在学する者であつて規則で定めるもの
 - (2) 将来、薬剤師の免許を取得し、次に掲げる者のいずれかになろうとするもの
 - ア 県内の医療機関であつて規則で定めるもの（以下「特定医療機関」という。）において薬剤師として従事する者
 - イ 製薬企業のうち規則で定めるもの（以下「特定製薬企業」という。）において勤務する者
 - ウ 県内の行政機関であつて規則で定めるもの（以下「特定行政機関」という。）において勤務する者
- （修学資金の種類、貸与額等）

第3条 修学資金の種類は、入学料、授業料及び修学費とし、その貸与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 入学料 特定大学が定める入学料に相当する額
- (2) 授業料 1年当たり、特定大学が定める授業料の年額に相当する額
- (3) 修学費 1月当たり50,000円以内の額

2 貸与する修学資金には、利息を付さない。

（貸与の方法等）

第4条 修学資金のうち入学料は、入学した日の属する月に貸与するものとする。

- 2 修学資金のうち授業料は、知事が別に定める時期に分割して貸与するものとする。
 - 3 修学資金のうち修学費は、毎月、貸与するものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、2箇月分又は3箇月分を併せて貸与することができる。
 - 4 修学資金（入学料を除く。）を貸与する期間は、入学した日の属する月から特定大学を卒業する日の属する月までの間とする。
 - 5 前項の規定にかかわらず、修学資金を貸与する期間は、通算して特定大学の薬学を履修する課程の正規の修業年限を超えないものとする。
- （保証人）

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帶して債務を負担するものとする。

(貸与の取消し等)

第6条 知事は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すものとする。

- (1) 特定大学を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため学業を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業の成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金を貸与することが適当でないと認められるとき。

2 知事は、修学生に次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定める期間に係る修学資金（入学料を除く。以下この項において同じ。）について、規則で定めるところにより、その貸与を行わないものとする。この場合において、これらの期間に係る修学資金の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月又は進級した日の属する月以後の分として貸与されたものとみなす。

- (1) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。 休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間
- (2) 留年（同一の学年の課程を再履修することをいう。以下この号において同じ。）したとき。 留年した日の属する月から進級した日の属する月の前月までの期間

3 知事は、修学生が正当な理由がなくて第11条に規定する書類を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により修学資金の貸与を取り消し、又は停止するときは、当該修学生に対してその理由を示さなければならない。

(返還)

第7条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、

規則で定めるところにより、貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 特定大学を卒業したとき。

(返還の猶予)

第8条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。ただし、第3号から第7号までに掲げる場合を除き、猶予する期間は、2年を超えることができない。

- (1) 特定大学を卒業したとき。 当該卒業のときから薬剤師の免許を取得するまでの期間
- (2) 学校教育法第97条の規定により設置される大学院であって規則で定めるもの（以下「特定大学院」という。）の課程を修了したとき（当該修了の前に薬剤師の免許を取得しているときを除く。）。 当該修了のときから薬剤師の免許を取得するまでの期間
- (3) 薬剤師免許の取得後又は特定大学院の課程を修了する前に薬剤師の免許を取得しているときは当該特定大学院の修了後、直ちに、特定医療機関であって、知事が修学資金の貸与を受けた者ごとに指定するもの（第6号において「指定特定医療機関」という。）において薬剤師として従事する者（以下「地域医療薬剤師」という。）となったとき。 地域医療薬剤師として従事する期間
- (4) 薬剤師免許を取得した後又は特定大学院の課程を修了する前に薬剤師の免許を取得しているときは当該特定大学院の修了後、直ちに、特定製薬企業に勤務する者（第6号及び次条第1項第1号において「特定製薬企業薬剤師」という。）となったとき。 当該特定製薬企業に勤務する期間
- (5) 薬剤師免許を取得した後又は特定大学院の課程を修了する前に薬剤師の免許を取得しているときは当該特定大学院の修了後、直ちに、特定行政機関に勤務する者（次号及び次条第1項第1号において「特定行政機関薬剤師」という。）となったとき。 当該特定行政機関に勤務する期間
- (6) 第3号、第4号又は前号に掲げるときから9年以内に指定特定医療機関、特定製薬企業又は特定行政機関を退職し、別の指定特定医療機関、特定製薬企業

又は特定行政機関において特定薬剤師（地域医療薬剤師、特定製薬企業薬剤師又は特定行政機関薬剤師をいう。以下同じ。）となったとき。当該別の特定医療機関、特定製薬企業又は特定行政機関において特定薬剤師として従事し、又は勤務する期間

- (7) 特定大学を卒業し、引き続いて特定大学院の課程において修学しているとき。
その特定大学院修学の期間
- (8) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により修学資金の返還の債務の履行が困難であると認められるとき。当該理由の継続する期間
(返還の免除)

第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）を免除するものとする。

- (1) 特定薬剤師となってから18年以内（当該期間内に育児休業その他規則で定める休業をした場合においては、規則で定める期間内）に、次のいずれかに該当するとき。
ア 修学資金の貸与を受けた期間（第6条第2項の規定により修学資金が貸与されなかった期間を除く。以下この項において「貸与期間」という。）の2分の3に相当する期間を地域医療薬剤師として従事した場合
イ 貸与期間の2分の3に相当する期間を同一の特定製薬企業又は特定行政機関において特定製薬企業薬剤師又は特定行政機関薬剤師として勤務した場合
- (2) 特定薬剤師として従事又は勤務した期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。
- 2 知事は、特定薬剤師が、法人の解散その他知事がやむを得ないと認める事由により退職等をした場合（次項に規定する場合を除く。）は、修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。
- 3 知事は、修学資金の貸与を受けた者が死亡又は心身の故障により修学資金の返還の債務の履行が困難となったと認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。
(延滞利息)

第10条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき

日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(書類の提出)

第11条 修学生は、規則で定める書類を知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第12条 この条例で定めるもののほか、この条例の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(延滞利息の割合の特例)

2 当分の間、第10条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞利息特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞利息特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

(薬事指導課)

富山県条例第32号

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表富山県入札契約適正化検討委員会の項の次に次のように加える。

富山県都市公園 公募対象公園施設設置等予定者 選定委員会	県が設置する都市公園（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園をいう。）の公募対象公園施設の設置又は管理における同法第5条の2第2項第9号の評価の基準の設定及び同法第5条の4第3項の規定による設置等	10人以内
------------------------------------	--	-------

予定者の選定に関する事項について調査審議し、 及び知事に意見を述べる事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行政経営室)

富山県条例第33号

富山県手数料条例及び富山県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(富山県手数料条例の一部改正)

第1条 富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の36の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

(富山県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 富山県旅館業法施行条例（昭和33年富山県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分及び第3条各号列記以外の部分中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第9条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

(生活衛生課)

富山県条例第34号

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例

富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成22年富山県条例第18号）の一部を次のよ

うに改正する。

第23条第1項中「について」を「が当該ふぐ処理営業を譲渡し、又はふぐ処理営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「当該営業」を「当該ふぐ処理営業」に、「、相続人」を「、当該ふぐ処理営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富山県ふぐの取扱いに関する条例（次項において「新条例」という。）第23条の規定は、この条例の施行の日前に富山県ふぐの取扱いに関する条例第2条第4号に規定するふぐ処理営業（次項において「ふぐ処理営業」という。）の譲渡があった場合における当該ふぐ処理営業を譲り受けた者については、適用しない。

3 知事は、当分の間、新条例第23条第1項の規定によりふぐ処理営業者の地位を承継した者（ふぐ処理営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならない。

(生活衛生課)